

組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会

2025 年 7 月 VOL. 108

<http://accumulation.or.jp>

組合員の皆様へ

今年も早いもので、折り返しの 7 月を迎えました。

今年もすでに半年が経過し、夏本番を迎えようとしています。

暑さも厳しくなっていますが、体調にはくれぐれもご注意ください。

今後とも、皆さまのご意見・ご協力をよろしくお願いいたします。

今月号も実習生の受入れや監理に関わる情報をお届けしておりますので、

ご一読いただけますと幸いです。

【技能実習生 3 号への移行、受け入れ人数枠拡大について】

1 号から 2 号への移行では、技能実習生本人は技能評価試験の合格が必須条件であり、2 号から 3 号へ移行する場合には、優良な実習実施者と監理団体であることが条件となります。

技能実習生の期間を 5 年満了する為には、3 号へ移行することが必須となり要件である「優良な実習実施者」の認定について確認しておく必要があります。

「優良な実習実施者」認定のメリットについて

●技能実習期間を延長が可能

技能実習期間の延長が可能となります。技能実習 3 号へ移行する場合には、実習実施者の優良認定と技能実習生本人が技能検定 3 級等の実技試験に合格する必要がある、在留資格の移行が可能となった場合には、技能実習期間を最長で 5 年に延長することができるようになります。

●技能実習生受け入れの基本人数枠が増やせる

実習実施者と監理団体が優良であると認められた場合には、実習生を受け入れるための基本人数枠の上限が緩和され、技能実習生を積極的に受け入れることが可能となります。※最大受け入れ人数の上限はございます。



「技能等の取得等に係る実績」の配点が非常に高い

優良要件適合申告書で最も配点が高い項目は、「技能等の修得に係る実績」で最大 70 点です。

実習実施者には、技能実習制度の大目的である「技能の習得」を援助することが求められています。よって、技能検定または技能実習評価試験に合格した技能実習生の人数が評価されるのは当然といえるでしょう。

配点は、過去 3 技能実習事業年度における基礎級程度の技能検定などの学科および実技試験（受検対象は技能実習 1 号）の合格率が 95%以上で最大 20 点、同期間内における 2・3 級程度の技能検定などの実技試験（受検対象は 3 級が技能実習 2 号、2 級が技能実習 3 号）の合格率が 80%以上で最大 40 点です。

なお、技能実習事業年度とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを区切りとする技能実習に関する事業年度を指します。

さらに、過去 3 年間の 2・3 級程度の技能検定などの学科試験の合格実績（級で分けず、人数の合算）が 2 人以上で 5 点、技能検定などの実施に協力した場合に 5 点が加わります。

技能検定または技能実習評価試験の合格は、技能実習生が技能を習得した証しです。実習実施者は「技能などの移転による国際協力の推進」という技能実習制度の目的を正しく理解することが求められます。

優良な実習実施者の要件（詳細）

得点が満点（150点）の6割以上となる実習実施者は
優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

①技能等の修得等に係る実績	項目	配点
【最大70点】		
Ⅰ 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	・95%以上：20点 ・80%以上95%未満：10点 ・75%以上80%未満：0点 ・75%未満：－20点	
	・80%以上：40点 ・70%以上80%未満：30点 ・60%以上70%未満：20点 ・50%以上60%未満：0点 ・50%未満：－40点	
Ⅱ 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 ＜計算方法＞ 分母：新技能実習生の2号・3号修了者数 －うちやむを得ない不受検者数 ＋旧技能実習生の受検者数 分子：（3級合格者数＋2級合格者数×1.5）×1.2 ＊ 旧技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととする可。 ＊ 施行後3年間については、Ⅱに代えて、Ⅱ－2で評価することも可能とする。	・80%以上：40点 ・70%以上80%未満：30点 ・60%以上70%未満：20点 ・50%以上60%未満：0点 ・50%未満：－40点	
Ⅱ－2 Ⅱの計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時時点の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	合格者3人以上：20点 ・合格者2人：10点 ・合格者1人：5点 ・合格者なし：0点	
Ⅲ 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 ＊ 2級、3級で分けて、合格人数の合計で評価	・合格者2人以上：5点 ・合格者1人：3点	
Ⅳ 技能検定等の実施への協力 ＊ 技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要な機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・有：5点	

②技能実習を行わせる体制		【最大10点】
Ⅰ 直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有：5点	
Ⅱ 直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有：5点	
③技能実習生の待遇		【最大10点】
Ⅰ 第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものと最低賃金の比較	・115%以上：5点 ・105%以上115%未満：3点	
Ⅱ 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上：5点 ・3%以上5%未満：3点	
④法令違反・問題の発生状況		【最大5点】
Ⅰ 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	・改善未実施：－50点 ・改善実施：－30点	
Ⅱ 直近過去3年以内における失路がゼロ又は失路の割合が低いこと（旧制度を含む。）	・ゼロ：5点 ・10%未満又は1人以下：0点 ・20%未満又は2人以下：－5点 ・20%以上又は3人以上：－10点	
Ⅲ 直近過去3年以内に責めによるべき失路があること（旧制度を含む。）	・該当：－50点	
⑤相談・支援体制		【最大5点】
Ⅰ 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有：5点	
Ⅱ 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること（旧制度を含む。）	・有：5点	
Ⅲ 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）	・基本人数枠以上の受入れ：25点 ・基本人数枠未満の受入れ：15点	
Ⅳ 技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能な人数の登録を行っていること	・有：10点	
⑥地域社会との共生		【最大10点】
Ⅰ 受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有：4点	
Ⅱ 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有：3点	
Ⅲ 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有：3点	

注意事項

オンライン申請で使用する写真データについて

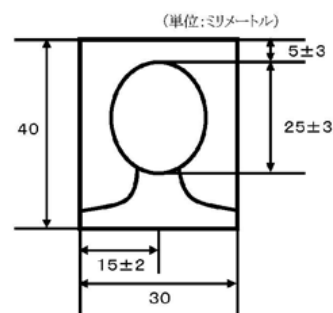
写真データの間違いを防ぐため、ファイル名を実習生の名前に変更願います。

以下注意点もご確認ください。

顔写真の条件

- ・顔写真のファイルサイズが50キロバイト以下であること
- ・顔写真ファイルの拡張子が「.jpeg」又は「.jpg」であること
- ・申請人本人のみが撮影されたもの
- ・無帽で正面を向いたもの
- ・背景（影を含む。）がないもの
- ・鮮明であるもの
- ・申請の日前6か月以内に撮影されたもの

※その他、画像加工・画像処理により、目を大きく見せたり、美白処理、顔パーツやほくろ、しわなどを修正するなどして、本人のイメージを変えることは、いかなる場合でも不適当です。また、左右反転した写真は不適当です。



緊急連絡先

【事務局】

TEL : 048-755-9591

FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】

※ 070-1229-0925(日水) ※ 070-3667-8667 (杉戸) ※ 090-7019-4221(尾崎)

※ 080-3088-1839 (高橋) ※ 080-9677-1678 (モクタン)